**大阪府被災建築物応急危険度判定制度要綱**

（目的）

第１条　この要綱は、大規模な地震により建築物が被災した場合、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な運用に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

地震発生後において、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、当該建築物を調査し危険性の度合いを応急的に判定することをいう。

(2) 大阪府被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

判定を実施する能力を有する者として大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が登録した者をいう。

（府の事前準備）

第３条　府は、判定の実施に関する事項について、府内の市町村及び関係団体と協議・調整を行う。

２　府は、判定士を養成する講習会の実施に対し必要な支援を行う。

３　府は、登録要綱に基づき判定士の登録、更新に関する事務を行う。

４　府は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

５　府は、判定制度について、住民への周知に努める。

（市町村の事前準備）

第４条　市町村は、判定の実施に関する事項について、府と協議・調整を行う。

２　市町村は、判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。

３　市町村は、判定制度について、住民への周知に努める。

（判定士の事前準備）

第５条　判定士は、常に判定に関する知識の習熟に努める。

２　判定士は、判定の円滑な実施のため、府及び市町村等が行う体制整備に協力するよう努める。

（判定の実施）

第６条　市町村長は、地震発生後において、建築物の被害情報に基づき、判定の実施を決定する。

２　市町村長は、判定の実施を決定した場合は、判定対象区域、判定対象建築物等を定める。

３　市町村長は、判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

４　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、判定士等に協力を要請するなど、支援措置を講じる。

５　市町村長は、判定士の協力のもとに、判定を実施する。

６　被災の規模等により市町村が事務を行うことができなくなったときは、知事は判定の実施に関し必要な措置を講じる。

（他の都道府県等に対する支援要請）

第７条　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要であると判断する時は、国土交通省及び他の都道府県知事等に対し判定の実施のための支援を要請する。

（資機材の調達、備蓄）

第８条　府、市町村、関係団体及び判定士等は、判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

（他の都道府県に対する支援）

第９条　知事は、他の都道府県知事から判定の実施のための支援要請があった場合は、判定士の派遣等、支援措置を講じる。

（その他）

第10条　その他、この要綱の実施に必要となる細目については、別途定める。

附　則

（施行期日）

本要綱は、平成９年２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

本要綱は、平成10年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

本要綱は、平成13年1月31日から施行する。